

わずか15行の答弁書だけで、裁判の引き延ばしに終始する関電  
反論もできずに、大飯3・4号の再稼働なんてとんでもない  
**5月6日 原告・支援者集会に参加を!**



差し迫る再稼働を前に、これを止めるため、緊急に集会を開きます。

5月5日には泊原発3号が停止し、6日にはいよいよ原発ゼロの日を迎えます。集会では、裁判での原告側主張内容や争点などについて弁護団から報告を受け、理解を深めましょう。それを踏まえ、裁判と各地の運動を結びつけ、当面する運動について議論しましょう。再稼働を阻止するために集会にご参加ください。

**集会内容**

- ・大飯原発再稼働を巡る状況について
- ・弁護団から裁判の主張点等の報告を受け、  
質疑・討論
- ・各地の活動の交流と今後について討論
- ★弁護団5名のほぼ全ての弁護士が参加予定

日時：5月6日（日）13:30～16:45

場所：エル・おおさか

南館10階 1023号室

（地下鉄谷町線・京阪「天満橋」下車8分）

参加費：500円

関電は提訴から1ヶ月以上たった4月20日になって、やっと答弁書を出してきました。答弁書はわずか15行で、「詳しくは追って提出」とし、「適宜新たな知見に照らして評価、確認し、必要な対策を実施しており、安全性は確保」されているというだけです。

4月24日に第一回審尋が開かれ、原告側弁護士は、関電がただ時間稼ぎをしているだけだと厳しく批判しました。そして、「3・11以降は状況が一変した。これまでの『安全審査指針』は破綻し、それに代わる指針類は現在検討中であり、新たな規制庁が設置されて初めて、それらが具体的に決定されるようになる。すなわち、現時点では、安全性を保証する法的根拠は存在せず、4閣僚の『判断基準』は法的根拠の代わりにはならない」と、当日提出した「主張書面」の内容を主張しました。

関電側は、「原告の主張を批判するのにこれから2ヶ月ほどかかる」と発言し、原告側弁護団からまた激しい批判を浴びました。とにかく裁判を引き延ばすことだけが眼目です。

次回の審尋は5月21日となりました。今回は、早期に決定（判決）が出るよう、「論点整理」が審議される予定です。裁判では反論もできないのに、早期の再稼働など許せません。

大飯3・4号の再稼働を巡っては、おおい町・町議会、福井県・県議会が推進の動きを強めています。他方、小浜市や滋賀県・京都府等の周辺自治体は「被害地元」として慎重な姿勢を崩していません。福井と関西では、連携しながら各自自治体への申し入れ等を重ねています。首都圏を中心に、院内集会や国会議員署名等も取り組まれています。各地の運動を交流し、今後の活動について議論しましょう。